別表十二（一）の記載の仕方

1　この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が、措置法第55条《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の43《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合には、措置法規則第21条又は第22条の45《海外投資等損失準備金に係る認定等》に規定する書類の添付が必要とされますので、御注意ください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2　「(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額７」は、法人が措置法第55条第２項第５号に規定する特殊投資法人である場合又は措置法第68条の43第２項第５号に規定する特殊投資法人である場合には、措置法令第32条の２第18項及び第19項《特殊投資法人の取得価額の特例》の規定により計算した金額又は措置法令第39条の72第15項及び第16項《特殊投資法人の取得価額の特例》の規定により計算した金額を記載します。この場合において、これらの金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

3　「同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額８」は、次により記載します。

⑴　措置法第55条第１項第１号若しくは第２号に掲げる株式等又は措置法第68条の43第１項第１号若しくは第２号に掲げる株式等の取得である場合には、「又は50」を消します。

⑵　措置法第55条第１項第３号若しくは第４号に掲げる株式等又は措置法第68条の43第１項第３号若しくは第４号に掲げる株式等の取得である場合には、「20又は」を消します。

4　「期首海外投資等損失準備金の金額12」には、当期首現在の税務計算上の海外投資等損失準備金の金額を記載します。

5　「益金算入額の計算」の各欄は、海外投資等損失準備金について当期において益金算入を行う場合のほか、翌期以降の益金算入額の計算のため各事業年度の積立額等を明らかにする必要がありますから、当期において益金算入額がない場合にも特定法人ごとに記載してください。この場合、これらの益金算入額等についてこの表に記載しきれないときは、その明細をこの表の様式により別紙に記載して添付してください。